

令 5 技術管理第 704 号の 4  
令和 6 年(2024 年) 3 月 4 日

関係団体の皆様

山口県土木建築部技術管理課長

遠隔臨場実施要領の改正について（送付）

遠隔臨場については、建設工事等における受発注者の業務効率化を図るため、山口県土木建築部が発注する工事及び業務を対象に実施しているところです。

このたび、発注者からの発議においても遠隔臨場を実施できるものとなりましたので、別添写しのとおり参考送付します。

〔建設DX推進班  
担当：吉村修  
TEL：083-933-3640〕

令 5 技術管理第 704 号の 1  
令和 6 年(2024 年) 3 月 4 日

部 内 関 係 課 長 様  
部 内 各 出 先 機 関 の 長

技術管理課長

遠隔臨場実施要領の改正について（通知）

このことについて、令和 5 年 5 月 29 日付け令 5 技術管理課第 208 号の 1 「遠隔臨場の実施について」により通知しているところですが、下記のとおり要領を改正しましたので、通知します。

なお、本通知の内容は関係団体にも周知していることを申し添えます。

記

1 適用日

令和 6 年 4 月 1 日以降適用する。

2 主な改正内容

これまで受注者からの発議でのみ遠隔臨場を実施できるものとしていたが、発注者からの発議においても遠隔臨場を実施できるものとする。

3 実施要領

別添「遠隔臨場実施要領」のとおり。

4 その他

上記資料は、技術管理課ウェブサイト（その他の技術基準・マニュアル）に掲載する。  
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gizyutukizyun/20120720001.html>)

建設 DX 推進班  
担当：吉村修  
TEL：083-933-3640

## 遠隔臨場実施要領

### 1 趣旨

本要領は、山口県土木建築部が発注する工事及び業務において、受注者及び発注者の業務効率化を目的として行う遠隔臨場に必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

#### (1) 遠隔臨場

モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、立会、確認を行うこと

#### (2) モバイル端末等

現場状況等を撮影し、通信する機能を有する機器の総称  
(ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット、情報共有システムによる Web カメラ等)

### 3 対象

山口県土木建築部が発注する全ての工事及び業務（工事に係る測量、地質・土質調査、設計、道路維持管理業務）を対象として、受発注者の協議により遠隔臨場を実施できるものとする。

### 4 実施方法

#### (1) 事前打合せ

発注者及び受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、利用するツールについて打合せを行うものとする。

#### (2) 段階確認・立会・確認の実施

受注者は、モバイル端末等により、監督職員または現場技術員（以下「監督職員等」という。）に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

監督職員等が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員等が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

#### (3) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

遠隔臨場を現場技術員が実施する場合、現場技術員は実施状況を動画や画面キャプチャ等で記録し、監督職員の確認を受けることとする。

## 5 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するツールについては、6 推奨ツールで定めたものを参考に、受発注者の協議により決定すること。

## 6 推奨ツール

Teams、Zoom、Webex、情報共有システムで利用できる会議システム

上記以外のツールについては、セキュリティ等の関係により極力使用しないこと。

## 7 費用

受注者が行うモバイル端末等の手配や通信に要する費用は、別途計上しない。

## 8 留意事項

### (1) 安全対策の徹底

遠隔臨場では、撮影者の意識が対象物や画面に集中し、足元等への注意が薄れる等、事故につながるおそれがあるため、遠隔臨場実施時の安全確保対策を徹底すること。

### (2) プライバシー等への配慮

受注者は、被撮影者となる作業員に事前に了解を得ること、プライバシーを侵害する音声を配信しないこと、施工現場外や作業員以外の人物等ができる限り映り込まないこと等に留意すること。

## 9 その他

本要領は、遠隔臨場以外でのモバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

## 附則

本要領は、令和2年6月15日から施行する。

本要領は、令和3年10月1日から施行する。

本要領は、令和5年6月1日から施行する。

本要領は、令和6年4月1日から施行する。